

福岡県公報

平成30年3月13日
第3974号

目次

告示 (第203号-216号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○建築士法の規定により知事が定める受験資格の一部改正	(建築指導課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○道路の占用の制限	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		

○土地改良区の成立	(中小企業振興課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○公共測量の終了	(農村森林整備課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○平成30年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	10

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	11
-------------	---------------	----

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果	(環境保全課)	13
---------------------------------------	---------	----

正 誤

○福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (平成29年公安委員会規則第11号) 中正誤		13
○福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示 (平成29年警察本部告示第84号) 中正誤		13

公 告

福岡県告示第203号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	みやま市高田町 徳島356番1先 から 柳川市大和町中 島780番先まで	8.8 ～ 46.5	685.4	うち一般 国道208 号重用延 長553.2 メートル
			後	みやま市高田町 徳島356番1先 から 柳川市大和町中 島780番先まで	8.8 ～ 30.4	643.8	うち一般 国道208 号重用延 長528.8 メートル

福岡県告示第204号

建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

第1号中「卒業したもの」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了したもの）」を、「卒業後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後）」を加える。

第2号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

別表1（注）中「大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）」の次に「又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」を、「短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）」の次に「又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）」を加える。

福岡県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年7月15日福岡県告示第619号小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道の事業計画の変更を認可した

ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
小郡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年8月8日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年7月15日福岡県告示第619号の事業地に次の区域を加える。
小郡市津古字大林、字高田、字西宮原、字小森の各一部
小郡市三沢字原前、字古賀、字六善寺、字鷹添、字前沢、字小鷹添、字坪内の各一部
小郡市大保字井出川の一部
小郡市干潟字立石、字猿山、字下井牟田、字上井牟田、字前長田、字下鶴、字松ヶ本、字東畑、字佐ノ古、字佐ノ古前の各一部
小郡市吹上字赤土、字南立石、字向野、字北立石、字西佐ノ古、字南佐ノ古、字東佐ノ古、字佐ノ古浦、字東浦、字南浦山、字村囲、字大畝町、字横枕、字三十六、字山開、字浦山、字北畑の各一部
小郡市上岩田字出口、字杉山の各一部
小郡市山隈字一理間、字西島崎、字村囲、字向浦、字東山、字柳、字弥八郎の各一部
小郡市井上字東道南、字東道北、字奥野、字南乳母塚、字往還東、字赤上山、字木の間、字石の下、字村囲、字木の下、字西薬師堂、字南薬師堂、字北薬師堂、字西山の後、字東山の後、字西道北、字尾辺田、字南内原、字北内原、字三角、字道園の各一部

小郡市二森字中牟田、字亀甲、字北田、字道添、字西宮原、字迎田の各一部
 小郡市平方の一部
 小郡市光行の一部
 小郡市八坂の一部
 小郡市上西鯨坂の一部
 小郡市下西鯨坂の一部

(2) 使用の部分
 なし

福岡県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月6日福岡県告示第872号甘木都市計画下水道事業三輪公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑前町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝倉筑前都市計画下水道事業三輪公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月11日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年11月6日福岡県告示第872号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄屋村川	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
田ノ尾①(A)	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ尾①(B)	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑町②	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ尾②	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

庄屋村川	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
田ノ尾①(A)	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
田ノ尾①(B)	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
緑町②	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
田ノ尾②	うきは市浮羽町小塩及び大分県日田市大字堂尾（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白岩③	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白岩③	朝倉郡東峰村大字福井及び大分県日田市大字大肥（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年12月福岡県告示第1032号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水城台(2)-1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年12月福岡県告示第1033号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水城台(2)-1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水城台(2)-1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水城台(2)-1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	八女香春線	田川郡添田町大字落合2041番2先から田川郡添田町大字落合2037番1先まで	田川県土整備事務所
一般国道	500号	田川郡添田町大字落合2019番1先から田川郡添田町大字落合2043番1先まで	田川県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年3月27日

福岡県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	平等寺那珂川線	筑紫野市大字平等寺576番先から筑紫野市大字平等寺590番先まで

告 示**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類
- (2) 化学名 N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類

(3) 化学名 N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類

(4) 化学名 N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(5) 化学名 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成30年3月10日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年3月1日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マルシヨク来春店
 - 所在地 朝倉市大字来春6番地の1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎 熊本市西区春日七丁目26番70号	株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎 熊本市西区春日七丁目26番70号
有限会社大樹水産 代表取締役 谷村 艶子 浮羽郡吉井町大字豊永604番1	サークルフーズ株式会社 代表取締役 局 聖一 大分県大分市新町6番30号
株式会社安武商店 代表取締役 安武照雅 飯塚市本町13番2号	株式会社丸珠物産 代表取締役 小林 信一 北九州市小倉北区西港町94番地9

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年3月1日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マルシヨク来春店
 - 所在地 朝倉市大字来春6番地の1
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	変更前	変更後
第1駐車場	66台	54台
第2駐車場	24台	-
合計	90台	54台

- 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	変更前	変更後
第1駐輪場	23台	30台
第2駐輪場	54台	-
第3駐輪場	10台	-
合計	87台	30台

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
3	2

公告

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大刀洗北部土地改良区	平成30年3月2日

公告

浜田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
花田 信芳	福津市勝浦4083番地
井ノ上 清和	福津市勝浦4805番地
奥住 清治	福津市渡61番地
花田 雅春	福津市勝浦4080番地の1
花田 芳文	福津市勝浦4632番地
廣島 廣喜	福津市勝浦4633番地
井ノ上 精二	福津市勝浦4077番地
花田 健二	福津市渡168番地

2 退任監事

氏名	住 所
井ノ上 能生男	福津市勝浦4817番地の2
花田 貞昭	福津市渡99番地

3 就任理事

氏名	住 所
花田 信芳	福津市勝浦4083番地
井ノ上 清和	福津市勝浦4805番地
奥住 清治	福津市渡61番地
花田 雅春	福津市勝浦4080番地の1
花田 芳文	福津市勝浦4632番地
廣島 廣喜	福津市勝浦4633番地
井ノ上 精二	福津市勝浦4077番地
花田 健二	福津市渡168番地

4 就任監事

氏名	住 所
井ノ上 能生男	福津市勝浦4817番地の2
花田 貞昭	福津市渡99番地

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市博多区吉塚四丁目、 八丁目の一部地域	平成30年2月9日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日
田川郡福智町神崎	平成30年2月23日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日

福岡市東区箱崎ふ頭
六丁目地内

平成30年3月1日から
平成30年3月10日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町片縄北八丁目681番1、681番10から681番22まで、683番5、683番6、683番10、683番15、683番62及び683番63並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東那珂一丁目6番32号

株式会社オージーオー

代表取締役 小河 修一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町貴船一丁目601番2、601番4及び601番5並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の各一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市大字向佐野515番地

社会福祉法人同朋会

理事 森田 智子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市泉中央二丁目2126番1及び2126番5から2126番18まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉南区重住一丁目9番20号
有限会社住販
取締役 縄田 誠

公告

平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格
二級建築士試験にあつては平成30年6月30日現在、木造建築士試験にあつては平成30年7月21日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を

修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの
(3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者

(4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成28年及び平成29年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成30年7月1日（日曜日） 午前10時00分～午後5時10分	福岡市東区松香台 二丁目3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成30年9月9日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	未定

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成30年7月22日（日曜日） 午前10時00分～午後5時10分	福岡市早良区西新 三丁目12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成30年10月14日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	未定

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。

イ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成30年4月19日（木曜日）～同月23日（月曜日）	午前10時00分～午後5時00分	福岡市博多区博多駅東三丁目14-18 福岡建設会館703会議室

(2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

イ 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaiec.or.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成30年4月9日（月曜日）～同月16日（月曜日）	受付開始日の午前10時00分～受付終了日の午後4時00分

(3) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うことができる。

- ① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に受験票又は可否の通知書を貼付しているもの
- ② 離島その他遠隔地で直接申込書を持参できない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの

イ 受験申込書は、エの送付先に簡易書留郵便で送付すること。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
平成30年4月2日（月曜日）～同月16日（月曜日）	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成30年8月21日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月4日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月6日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東二丁目9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東三丁目14-18）の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaiec.or.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次の

ように公示する。

平成30年3月13日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成30年4月16日（月曜日） 午前9時00分から午後0時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
平成30年4月17日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
平成30年4月23日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技 能	福岡市西区姪の浜1丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普 通 大 型 二 輪 普 通 二 輪 普 通 第 二 種
平成30年4月24日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモーターズスクール門司	大 型 中 型 準 中 型 大 型 特 殊 けん 引 大 型 第 二 種 中 型 第 二 種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

○ 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）

○ 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し

○ 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及びけん引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成30年4月6日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成30年4月6日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
29・12・26	3954	公安委員会規則	11	11		○	下から7		第1項 [○]	第2項 [●]
29・12・26	3954	警察本部告示	84	13	○		下から7		第1項 [○]	第2項 [●]

雑 報

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成30年2月6日から平成30年2月19日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成30年2月27日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成30年3月13日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人